

料金後納
郵便

親展

お願い 開封前にもう一度あて名をご確認ください

他人あての郵便物が届いた場合は、お手数ですが開封せず「誤配達」と記入し、郵便ポストに投函してください。

大切なお知らせ

差出人  **日本年金機構**
Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

「日本年金機構等を装った不審な電話等」にご注意ください
○これらを発端に個人情報や金銭を詐取される場合があります。
○不審な電話等があった場合は、ねんきんダイヤルや年金事務所にお問い合わせください。

裏面の①、表面の②の順にゆっくり丁寧に開いてください。はがきがぬれている場合は、十分に乾かしてから開いてください。

年金振込通知書

(振込予定日)

されたことにより、令和 年 月から令和 年 月までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振り込まれますのでお知らせします。

年金の制度・種類 年金 振込先
基礎年金番号 年金コード ※1

各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）する額および控除後振込額 ※2

	令和 年 月の 支払額	令和 年 月からの 令和 年 月の 各期支払額	令和 年 月の 支払額	令和 年 月の 支払額	参考：前回支払額 (令和 年 月の 支払額)
年金支払額	円	円	円	円	円
介護保険料額 ※3	円	円	円	円	円
※3	円	円	円	円	円
所得税額および 復興特別所得税額	円	円	円	円	円
個人住民税額 ※3 および森林環境税額	円	円	円	円	円
控除後振込額	円	円	円	円	円

※1 支店には、支店のほか、支所、営業所、出張所等が含まれます。
※2 支払額の変更が予定されている方は、令和9年4月までの記載がありません。
※3 8月以降の介護保険料等は、6月と同額を表示しておりますが、実際に特別徴収される額は、市区町村が発行する決定通知書に記載の金額となります。詳細は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

印影

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

年金振込通知書の注意事項等

振込予定日 振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

支払月（振込）	6月	8月	10月	12月	2月	4月
支給対象月	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分	12月分 1月分	2月分 3月分

注意事項

- 各支払期に切り捨てられた端数の合計額が1円以上のときは、毎年2月支払期の年金支払額に、端数を加算してお支払いします。
- 年金から特別徴収する額や振込額、振込先などに変更がある場合は、そのつど「年金振込通知書」をお送りします。
- 上面の「年金振込通知書」の「年金支払額」欄に「#」印が表示されている場合、遅延特別加算金が含まれています。

年金から特別徴収する保険料等

- 日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、個人住民税および森林環境税を特別徴収しています。
- 国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料の納付方法の変更については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

年金から特別徴収する保険料等の金額については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。